

【令和8年4月1日改定】 使用料金改定の詳細な内容

No.	施設名	改定後				改定前							
22	玉湯野球場	区分			1時間につき	区分			1時間につき				
		野球場	占用 利用	一般・高校生	1,540円	野球場	占用 利用	一般・高校生	1,180円				
				中学生以下・高齢者・障がい者	770円			中学生以下・高齢者・障がい者	590円				
				アマチュアスポーツ以外の催物	4,620円			アマチュアスポーツ以外の催物	3,540円				
		練習用グラウンド	占用 利用	一般・高校生	680円	練習用グラウンド	占用 利用	一般・高校生	520円				
				中学生以下・高齢者・障がい者	340円			中学生以下・高齢者・障がい者	260円				
				アマチュアスポーツ以外の催物	2,040円			アマチュアスポーツ以外の催物	1,580円				
23	玉湯体育館	区分			9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)	区分			9時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
		体育館	占用 利用	一般・高校生	1,080円	1,630円	1,290円	体育館	占用 利用	一般・高校生	830円	1,250円	990円
				中学生以下・高齢者・障がい者	540円	820円	650円			中学生以下・高齢者・障がい者	410円	620円	490円
				アマチュアスポーツ以外の催物	8,100円	12,230円	9,680円			アマチュアスポーツ以外の催物	6,260円	9,390円	7,510円
			個人 利用	一般・高齢者	1時間につき 130円				個人 利用	一般・高齢者	1時間につき 100円		
				高校生以下・障がい者	1時間につき 70円					高校生以下・障がい者	1時間につき 50円		
		24	空口公園多目的広場	区分			1時間につき	区分			1時間につき		
多目的 広場	占用 利用			一般・高校生	560円	多目的 広場	占用 利用	一般・高校生	430円				
				中学生以下・高齢者・障がい者	280円			中学生以下・高齢者・障がい者	210円				
				アマチュアスポーツ以外の催物	1,680円			アマチュアスポーツ以外の催物	1,310円				